

353. 電気事業法の目的と電気工作物の定義

電気事業法の目的(同法1条)

「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする」

電気事業法での電気工作物の定義

「発電、変電、送電若しくは配電又は電気の利用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く)をいう」

- ・電気工作物とは人為的労作を加える事によって土地などに固定して設置される物をいう→天然の河川を利用した水路などは含まれない
- ・電気工作物の範囲は発電、変電、送電もしくは配電または電気の利用のために直接必要な物であり、営業所や社宅などは含まれないが、発電所や水路などの監視保守のための駐在所は含まれると解される

電気事業法の規制対象外の電気工作物

- ・鉄道営業法、軌道法もしくは鉄道事業法が適用もしくは準用される車両もしくは搬器。船舶安全法が適用される船舶もしくは海上自衛隊の使用する船舶。道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車。航空法が適用される航空機...これらは他の法令により保安面の規制を受けている
- ・電圧30V未満の電氣的設備であって、電圧30V以上の電氣的設備と電氣的に接続されていない物...保安上の支障無し
- ・NTT, NHKなどの通信設備 ※電力保安通信設備や通信設備の電源装置は電気工作物として規制対象となる

